

港区立みなと芸術センターの開館日及び管理運営について

港区立みなと芸術センター（以下「センター」といいます。）の整備を含む浜松町二丁目地区第一種市街地再開発事業（以下「浜二再開発事業」といいます。）は、工期延長が見込まれることから、センターの開館日を令和9年6月1日から同年11月1日に延期します。

また、センターの管理運営については、非公募としている指定管理者候補者の選定方法を公募に変更します。

1 開館日の延期について

(1) 経緯

浜二再開発事業において、令和3年3月にセンターの整備を含む新築工事が始まり、令和8年12月に竣工し、令和9年6月にセンターが開館する予定で進められてきました。

新築工事を進めている中、令和5年11月27日に特定業務代行者から浜松町二丁目地区市街地再開発組合（以下「組合」といいます。）に対し、働き方改革関連法の労働時間上限規制施行に伴う工期延長の協議申出がありました。

(2) 工期延長の理由

平成30年6月に成立した働き方改革関連法により労働時間の上限規制が制度化され、平成31年4月より施行されました。しかし、建設業については5年間の猶予期間が設けられ、令和6年4月の施行となりました。

また、令和5年7月、一般社団法人日本建設業連合会が「適正工期確保宣言」を発表し、「適正工期として4週8閉所（年間104閉所）の必要性」について発注者に協力を依頼する取組が始まりました。

浜二再開発事業は、平成30年4月の特定業務代行者決定手続開始から工事完成まで約8年に及ぶ長期間の工事であり、建設業に対し労働時間上限規制が施行される前に計画され、工程としては従来年間67閉所で策定されています。

特定業務代行者及び協力会社が人員の確保及びICTの活用による工期短縮の検討を行っていますが、従来の工程で工事を進めることは、働き方改革関連法の労働時間上限規制に抵触します。

以上の理由から、区は、特定業務代行者から組合への工期延長の協議申出に対し、組合員として同意します。

なお、工期延長については、令和6年3月の組合臨時総会で審議し、工期延長が承認される予定です。

(3) 整備スケジュール

上記(2)の理由により、浜二再開発事業全体の竣工時期は約4.5か月延期し、令和9年5月となる見込みです。

センターの開館については、区民が安全・安心に利用するために、設備の習熟訓練等を行う開館準備期間が6か月程度必要なことから、令和9年11月1日の開館予定とします。

工期延長後			現在		
高層部着工	令和2年	2月	高層部着工	令和2年	2月
中層部着工	令和6年	5月	中層部着工	令和6年	5月
竣工	令和9年	5月	竣工	令和8年	12月
開館	令和9年	11月	開館	令和9年	6月

(4) スケジュール (予定)

令和6年 3月 組合臨時総会 (工期延長承認決議)
令和9年 5月 竣工
11月1日 開館

2 管理運営 (指定管理者候補者の選定方法の変更) について

(1) 経緯

センターでは、令和3年度に実施した民間意向調査において、センターの運営に関する市場ニーズがなく、公募による提案が見込めず、また、地域とのつながりや文化芸術団体とのネットワークが不可欠であることから、公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団が、当該施設の管理運営を担うことが区民にとって最適であると考え、非公募により指定管理者候補者を選定することとしました。

しかし、令和4年11月のセンターの管理運営計画の策定、センターが入る浜二再開発事業の工事の進展、令和5年1月に実施した開館に向けた気運醸成事業のシンポジウム等を契機に、センターの業務内容への理解や認知度が上がったことにより、今年度に入って、民間意向調査に参加していない事業者からも、他自治体での経験を踏まえた公演事業の企画運営の提案や問い合わせがあるなど、本施設に対する民間事業者の関心の高さが伺えます。また、区民を代表する港区議会からは、定例会等において、センターの指定管理者候補者の選定方法に関する意見や要望をいただいています。

区では、この間、公募による選考に準じた手順で指定管理者候補者を選定するよう港区立みなと芸術センター指定管理者候補者審査委員会を設置して、審査手続を進めてきましたが、民間事業者の参入可能性を含め状況が変化していることから、これを中断し、指定管理者候補者の選定方法について改めて検討しました。

(2) 公募による選定

センターは、区として初めての文化芸術の拠点であり、センターが区民福祉の向上に寄与し、区民の誇りとなる施設となるためには、施設の管理運営を担う指定管理者についても、あらゆる可能性を考慮し、区民の共通理解を得ることが不可欠です。

指定管理者候補者の選定方法を公募に変更した場合、開館準備期間は選定方法の見直し前に比べて約10か月短い、約2年7か月となります。しかし、準備に3年を要することが想定される海外招へい事業などを除けば、開館準備業務の一部を区が担うことで、令和9年11月の開館日を再度延期することなく、本施設の業務を実施することが可能です。

また、公募をする際には、センターの管理運営計画を踏まえ、業務内容等を更に明確化することにより、民間事業者の参入可能性を高めることが可能であることから、現在、非公募としている選定方法を見直し、センターの指定管理者候補者は公募により選定します。

なお、公募に際しては、センターの基本理念などへの理解及び地域や文化芸術団体との連携等について確認するとともに、開館後においても、区が指定管理者と連携し、管理運営計画に基づいた事業を展開していきます。

(3) 指定期間

令和9年11月1日から令和19年3月31日まで（9年5か月）

(4) スケジュール（予定）

令和6年	5月下旬	公募開始
	5月～9月	応募期間
令和7年	1月上旬	指定管理者候補者の選定
	2月	令和7年第1回港区議会定例会に指定議案を提出
	4月	開館準備委託業務開始
令和9年	5月	竣工
	11月1日	開館